

日行連発第34号
平成31年4月11日

関東地方協議会 構成単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 吉松 昌晃

東京出入国在留管理局における予約による申請受付についての留意事項（お知らせ）

平素より、当委員会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、東京出入国在留管理局より、下記のとおり連絡がありました。大変お手数ではございますが、貴会所属会員に周知いただきますようお願いいたします

記

現在、東京出入国在留管理局では、予約による申請の受付を実施しているところ、直前のキャンセルや予約時に添付する申請取次リストの記載の不備等により、その受け付け事務等に支障を来すことが多くなっています。

予定をよく確認したうえで、申請可能な状態に書類を整えてから予約をするようにしていただくとともに、「申請取次リスト記載注意事項」（別紙参照）を参考に記載漏れのないようご注意くださいようお願いいたします。

なお、4月からは「東京出入国在留管理局」と名称が変更になりますが、別紙で添付しております様式につきましては当面の間使用することができます。様式が変更になった際には、改めて日行連ホームページ会員サイト（連 con）に掲載いたします。

また、4月及び5月で予約休止日がありますので、併せてご確認くださいませようよろしく願いたします。

以上

別紙：「弁護士・行政書士からの取次申請予約制について」（東京入国管理局）